

## 山梨県企業立地成功報酬制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、企業の新規立地・投資計画を早期の段階で収集し、誘致活動につなげることにより、本県への企業立地の促進を図るため、立地企業に関する情報を提供した者に対し、当該情報の提供に対する成功報酬を支払う制度を設けるとともに、その取扱いについて定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業用地 3,000㎡以上の一団の土地で構成されたものをいう。
- (2) 空き工場 前の利用者が退去した後、次の利用者が決定しない工場等の施設（現状変更等により工場等として使用する施設を含む。）をいう。
- (3) 立地業種 次に掲げる業種をいう。
  - ア 製造業
  - イ 試験研究所
  - ウ バイオテクノロジー利用産業
  - エ 物流業
  - オ データセンター
  - カ 本社機能移転等
  - キ 情報サービス業
  - ク インターネット付随サービス業
  - ケ デジタルコンテンツ制作事業者
  - コ その他知事が認めるもの
- (4) 立地計画企業 立地業種の事業実施を目的として事業用地・空き工場の取得又は借受けの意思を有する企業をいう。
- (5) 情報提供者 立地計画企業に関する情報を提供した者をいう。
- (6) 成功報酬 立地計画企業の立地が確実になった場合、別表に規定する支給基準に基づき情報提供者に当該情報提供の対価として支払われる報酬をいう。
- (7) 投下固定資産額 工場等の敷地内においてその事業の用に供するため地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する費用のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下同じ）第13条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる減価償却資産（耐用年数が1年未満のもの及び取得価額が20万円未満のものを除く。）の合計額をいう。

(情報提供者の要件)

第3条 立地計画企業に関する情報を提供することができる者は、次の各号のいずれかに該当する法人（（3）にあつては、個人を含むものとする。）とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の免許を受けて建設業を営む者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けて設計等を行うことを業とする者
- (3) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者
- (4) 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項に規定する免許を受けて銀行業を営む者
- (5) 山梨県企業立地推進員設置要綱第5条で指定された山梨県企業立地推進員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職務上、立地計画企業に関する情報を知ることができる者であつて、知事が別に定めるもの

(情報提供者の欠格条項)

第4条 次の各号に該当する者は、前条の規定にかかわらず情報提供者の資格を有しない。

- (1) 関係法令により業務停止処分、営業停止処分等の処分を受けている者
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められる者及び暴力団関係者が役員若しくはその使用人と認められる法人又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる法人
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が情報提供者として不相当と認める者

(立地計画企業に関する情報の提供方法)

第5条 情報を提供しようとする者は、立地計画企業に関する次に掲げる情報について、情報提供書（第1号様式。以下「情報提供書」という。）により山梨県産業労働部成長産業推進課、山梨県東京事務所又は山梨県大阪事務所へ直接持参するものとする。

- (1) 立地計画企業の概要
- (2) 希望する事業用地・空き工場（住所が特定されていない場合は記入不要）
- (3) 立地希望時期
- (4) 事業計画の概要

2 情報提供書は、立地計画企業1件について1通のみ提出することができるものとする。

(受領書の交付等)

第6条 情報提供書が提出されたときは、知事は、立地計画企業に関する情報提供書受領書（第2号様式。以下「受領書」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の交付に当たっては、知事は立地計画企業を直接訪問し、立地意向の確認を行わなければならない。
- 3 同一の情報が複数の者から提供された場合は、立地計画企業に特別の事情が無い限り、最初の情報提供者に受領書を交付するものとする。
- 4 情報提供者は、成功報酬を受領する権利を第三者に譲り渡してはならないものとする。

(受領書を交付しない場合)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、受領書を交付しないものとする。

- (1) 情報提供のあった立地計画企業について、情報提供のあった時点で既に知事が当該企業の立地に関する情報を取得しているとき。
- (2) 立地計画企業自らが情報を提供するとき。
- (3) 第6条第2項の規定による確認等の結果、県内への立地の意向がない等受領書を交付することが適当でないとき知事が認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、受領書を交付することが適当でないとき知事が認めるとき。

(受領書の無効)

第8条 知事は、第6条第1項の規定により受領書を交付した後、成功報酬の支払いに至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当する事実を確認した場合は、当該案件に係る受領書は無効とし、成功報酬を支払わない。

- (1) 情報提供者が、成功報酬を受領する権利を第三者に譲り渡したとき。
- (2) 情報提供者の不正又は不当な行為等により立地計画企業に関する情報を入手したことが判明したとき又は情報提供書に事実とは異なる記述があったとき。
- (3) 情報提供者が、第4条の欠格条項に該当することが判明したとき又は欠格条項に該当することとなったとき。
- (4) 全各号に定めるほか知事が無効と認めたとき。

(受領書の有効期間)

第9条 受領書の有効期間は、第6条の規定により受領書を交付した日から起算して3年間とする。

- 2 前項の有効期間については、情報提供者から立地計画企業に関する受領書の期間延長申請書（第3号様式）が提出され、知事がやむを得ない事情があると認め

たときは、これを延長することができる。この場合において、知事は、立地計画企業に関する受領書の期間延長通知書（第4号様式）を当該情報提供者に交付するものとする。

#### （立地等の確認）

第10条 知事は、立地計画企業が事業用地・空き工場に立地すること又は立地しないことが事実となったことを確認した場合、第6条第1項の規定により受領書を交付した情報提供者に対し、立地計画企業に関する立地確認通知書（第5号様式。以下「立地確認通知書」という。）により通知するものとする。

2 知事は、立地計画企業が事業用地・空き工場において操業を開始したことを確認した場合、第6条第1項の規定により受領書を交付した情報提供者に対し、立地計画企業に関する操業確認通知書（第6号様式。以下「操業確認通知書」という。）により通知するものとする。

3 情報提供者は、立地計画企業の立地に関する事業の進捗の状況について把握し、知事からの求めがあった場合、その状況を知事に報告しなければならない。

4 情報提供者は知事に対して、確認結果についての異議を申し立てることはできない。

#### （成功報酬の額及び内容）

第11条 売買の場合の成功報酬の額は、別表に規定する支給基準に応じた額とする。

2 成功報酬は、立地に至った立地計画企業に関する情報の提供に対する報酬であり、知事はこれ以外の交通費、通信費等の実費の弁済は行わない。

#### （成功報酬の支払）

第12条 知事は、第9条に規定する受領書の有効期間（期間の延長があった場合には、延長後の期間をいう。）内に、次に掲げる要件のすべてが満たされた場合において、第6条に規定する受領書に記載された情報提供者に対して、別表の支給基準の2分の1の成功報酬を支払うものとする。

（1）立地計画企業が事業用地・空き工場への立地に係る土地売買契約又は賃貸借契約（賃貸借契約にあっては、10年以上の賃貸借期間が設定されているものに限る。）を締結すること。

（2）情報提供者が、成功報酬請求書（第7号様式。以下「請求書」という。）、受領書、立地確認通知書、立地計画企業が締結した土地売買契約書又は賃貸借契約書の写しその他支払いに必要な書類を提出すること。

2 知事は、次に掲げる要件が全て満たされた場合において、第6条に規定する受領書に記載された情報提供者に対して、別表の支給基準の2分の1の成功報酬を

支払うものとする。

- (1) 立地計画企業が事業用地・空き工場において前項第1号で規定する契約締結後3年以内に操業を開始すること。
- (2) 情報提供者が、請求書、受領書、操業確認通知書その他支払いに必要な書類を提出すること。

(情報提供者と立地計画企業の紛争の解決)

第13条 この成功報酬制度に関し、情報提供者と立地計画企業との間で紛争が生じたときは、情報提供者の責任において処理するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 企業の立地動向を踏まえ、施行後5年経過した時点で制度の見直しを行うものとする。
- 3 山梨県成功報酬制度実施要綱（平成19年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 別 表

報酬区分	金額
第 12 条の規定による成功報酬額	200,000円

※事業用地は、土地面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。

※空き工場は、建物面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。